

- 問1 武田信玄が定めた法の中に、「喧嘩をした者は、いかなる理由によるものであっても、双方ともに処罰する」という、いわゆる『喧嘩両成敗』の規定が見られる。戦国大名がこのような厳しい規定を設けた主な目的として、最も適切なものはどれか。 (2021年 沖縄県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|---|--|--|
| 1. 農村における生産性を向上させるために、武士が農業に専念できる環境を整えるため。 | 2. 朝廷から与えられた守護としての権限を、隣国の領主に対しても示すことで領土を拡大するため。 | 3. キリスト教の博愛の精神を取り入れることで、家臣同士の平穏な共同体をつくるため。 | 4. 家臣同士が私的な武力行使をすることを禁じ、大名の裁判権を確立して領国内の紛争を鎮めるため。 |
|--|---|--|--|
- 問2 戦国時代、石見銀山などの鉱山開発が各地で盛んに行われた背景として、戦国大名が銀を求めた主な目的について説明したものととして、最も適切なものはどれですか。 (2023年 岐阜県公立入試 類似)
- | | | | |
|---------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| 1. 農村での貨幣経済を禁止し、年貢をすべて銀で納めさせるため | 2. キリスト教の布教活動を支えるための寄付金として活用するため | 3. 朝廷から高い官位を得るための献上物として独占するため | 4. 鉄砲や火薬などの軍需品を調達する資金や、家臣への恩賞とするため |
|---------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|
- 問3 応仁の乱ののち、各地に登場した戦国大名が、自らの領内の武士や農民の行動を厳しく取り締まり、領地の安定と統治を強めるために独自に制定した法律を何といいますか。 (2016年 群馬県公立入試 類似)
- | | | | |
|-----------|----------|--------|----------|
| 1. 公事方御定書 | 2. 御成敗式目 | 3. 分国法 | 4. 武家諸法度 |
|-----------|----------|--------|----------|
- 問4 室町時代後期から戦国時代にかけて、各地の実力者が幕府の法に頼らず、自らの領国内を統治するために独自に制定した法律を何といいますか。 (2024年 岡山県公立入試 類似)
- | | | | |
|--------|----------|-----------|----------|
| 1. 分国法 | 2. 御成敗式目 | 3. 公事方御定書 | 4. 武家諸法度 |
|--------|----------|-----------|----------|
- 問5 島根県にある石見銀山が、2007年に世界文化遺産に登録された歴史的な背景や理由として最も適切な説明を次の中から選びなさい。 (2016年 鳥取県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|---|--|---|
| 1. 飛鳥時代に日本で初めて銅が発見された場所であり、日本最古の貨幣である和同開珎の原料を供給したため。 | 2. 16世紀から17世紀にかけて大量の銀を産出し、アジアだけでなくヨーロッパ諸国との貿易においても重要な役割を果たしたため。 | 3. 瀬戸内海の手運を利用して全国に銅を供給し、江戸幕府の貨幣制度の安定を支えた最大の拠点であったため。 | 4. 明治維新後に政府によって官営模範工場が設置され、日本の近代産業の発展を象徴する場所となったため。 |
|--|---|--|---|
- 問6 室町時代に足利義満が開始した、大陸との外交や貿易の仕組みについて述べた文として、正しいものはどれですか。 (2023年 神奈川県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|--|--|--|
| 1. 明の皇帝から「日本国王」として認められた義満は、倭寇と正式な貿易船を区別するために「勘合」という札を用いる日明貿易を行った。 | 2. 博多湾を襲撃した元軍を退けた後、元の優れた文化を導入するために、北条氏が中心となって大陸との官民一体の貿易を推進した。 | 3. イエズス会の宣教師であるフランシスコ・ザビエルの布教を保護する条件として、ポルトガル船との間で南蛮貿易を開始した。 | 4. 幕府が発行した「朱印状」を携えた船が、東南アジアの諸港へ出向いて、香料や絹織物などを取引する自由貿易を行った。 |
|---|--|--|--|
- 問7 16世紀の戦国時代、室町幕府の権威が衰退する中で、各地の実力者である戦国大名が自らの領国を独自に統治するために制定した法律を何というか、名称を答えなさい。 (2017年 茨城県公立入試 類似)
- | | | | |
|----------|------------|--------|-----------|
| 1. 御成敗式目 | 2. 墾田永年私財法 | 3. 分国法 | 4. 公事方御定書 |
|----------|------------|--------|-----------|
- 問8 戦国大名が、室町幕府の法律があるにもかかわらず、独自に分国法を制定する必要があった背景として最も適切な理由はどれか。 (2021年 京都府公立入試 類似)
- | | | | |
|---|---|--|---|
| 1. 元寇による社会の混乱を鎮め、分割相続によって困窮した御家人の生活を救済する必要があったため。 | 2. 貨幣経済が浸透し、外国との貿易による利益を独占するために全国共通の商業ルールが必要になったため。 | 3. キリスト教の布教を制限し、仏教を基盤とした道徳的な領国経営を行う必要があったため。 | 4. 室町幕府の支配力が弱まり、大名が自力で領内の武士を統制し、領民を保護して団結させる必要があったため。 |
|---|---|--|---|
- 問9 16世紀のポルトガルによる日本への鉄砲伝来やキリスト教の布教は、当時のヨーロッパにおける宗教的情勢と深く関わっています。カトリック諸国がアジアへの進出を強めた背景について、正しい用語を組み合わせた説明を選びなさい。 (2021年 愛知県公立入試 類似)
- | | | | |
|---|--|--|---|
| 1. 十字軍の遠征によってカトリックが衰退したため、新しく誕生したプロテスタントが海外貿易を主導した。 | 2. 宗教改革を弾圧したカトリック諸国が、プロテスタントと協力してアジアでのキリスト教布教を進めた。 | 3. 宗教改革によって誕生したプロテスタントに対抗し、カトリックが海外進出を通じて勢力拡大を図った。 | 4. ルネサンスの影響で誕生したプロテスタントが、カトリックを国外へ追放するために海外進出を支援した。 |
|---|--|--|---|
- 問10 島根県に位置し、戦国時代から江戸時代にかけて大量の良質な銀を生産したことで知られ、2007年にはその歴史的価値が認められて世界文化遺産に登録された鉱山を選んでください。 (2019年 和歌山県公立入試 類似)
- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 生野銀山 | 2. 佐渡金山 | 3. 石見銀山 | 4. 足尾銅山 |
|---------|---------|---------|---------|
- 問11 戦国時代、鉄砲の伝来などにより戦術が変化し、大規模な軍事力とそれを支える安定した領地経営が不可欠となりました。こうした中、戦国大名が領国内の紛争を禁じたり、年貢の徴収を確実にしたりする目的で定めた「分国法」の性質として、最も適切な説明はどれですか。 (2022年 和歌山県公立入試 類似)
- | | | | |
|--|--|---|---------------------------------|
| 1. 鎌倉時代の慣習法を整理し、武士の裁判を公平に行うために幕府が定めた法律である。 | 2. 幕府の許可を得た大名だけが、他国との貿易を制限するために定めた規則である。 | 3. 戦国大名が、室町幕府の法によらずに自らの領土を統治するために独自に定めた法律である。 | 4. 朝廷が全国の公家や武士に対して一律に適用した法律である。 |
|--|--|---|---------------------------------|
- 問12 越前国の戦国大名である朝倉氏が、拠点である一乗谷を中心とした領国支配を強めるために実施した政策の説明として、最も適切なものはどれですか。 (2024年 滋賀県公立入試 類似)
- | | | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 室町幕府の法令のみを遵守させ、独自の法による支配を一切行わなかった。 | 2. 家臣をそれぞれの所領に住ませ、各地に防御のための城を自由に築かせた。 | 3. 一乗谷を商業専用の都市とし、家臣が居住することを厳しく制限した。 | 4. 家臣を一乗谷に集住させ、領内に勝手に城を築くことを禁止した。 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
- 問13 戦国大名が定めた「分国法」に見られる特徴や目的を説明したものととして、最も適切なものはどれですか。 (2024年 岡山県公立入試 類似)
- | | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 鎌倉幕府が御家人たちの土地争いを公平に解決するために制定した | 2. 江戸幕府が諸大名を統制し、勝手に城を修理することを禁じようとした | 3. 領国内での私的な争いを禁止し、大名による裁判権を確立しようとした | 4. 天皇や公家の行動を厳しく制限し、政治に関与させないようにした |
|-----------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|

答え合わせ・解説

問1	答え 4 家臣同士が私的な武力行使をすることを禁じ、大名の裁判権を確立して領国内の紛争を鎮めるため。	中世の武士社会では、自らの権利を実力で行使する「自力救済」が一般的でしたが、これは領国内の混乱を招きました。戦国大名は喧嘩両成敗の原則を導入することで、家臣が勝手に争うことを禁じ、すべての紛争解決を大名の裁定に委ねさせることで、強力な領国支配を実現しようとしました。
問2	答え 4 鉄砲や火薬などの軍需品を調達する資金や、家臣への恩賞とするため	戦国大名は、自国の軍勢力を強化するために多額の資金を必要としていました。特に種子島に伝来した鉄砲やその弾薬となる鉛、火薬の原料となる硝石を海外から購入するための支払い手段として、また功績のあった家臣への報酬として、銀は極めて重要な価値を持っていました。
問3	答え 3 分国法	室町幕府の権威が衰えた戦国時代、各地の戦国大名は実力で領地を支配する必要がありました。そこで、家臣同士の私的な争いを禁じる「喧嘩両成敗」の原則などを盛り込んだ独自の法を定め、領国内の秩序を維持しようとしました。鎌倉時代の御成敗式目や、江戸時代の武家諸法度とは制定された時代や目的が異なります。
問4	答え 1 分国法	応仁の乱以降、室町幕府の権威が衰退したため、各地の戦国大名は自分の力で領国を維持・発展させる必要がありました。そこで、家臣同士の争いを裁いたり、領国内の治安を維持したりするために、独自に制定した法が「分国法」です。今川氏の「今川仮名目録」や武田氏の「甲州法度之次第」などが有名です。
問5	答え 2 16世紀から17世紀にかけて大量の銀を産出し、アジアだけでなくヨーロッパ諸国との貿易においても重要な役割を果たしたため。	石見銀山は、最盛期には世界の銀産出量の約3分の1を占めていたと言われるほど生産量が多く、大航海時代の欧州諸国の地図にもその存在が記されていました。また、銀山を運営するにあたって周辺の森林を過剰に伐採せず、持続可能な資源管理を行っていた点も、世界遺産としての高い評価につながっています。
問6	答え 1 明の皇帝から「日本国王」として認められた義満は、倭寇と正式な貿易船を区別するために「勘合」という札を用いる日明貿易を行った。	室町幕府の3代将軍である足利義満は、明との国交を樹立し、日明貿易（勘合貿易）を始めました。この貿易では、当時沿岸部で活動していた海賊（倭寇）と正式な使節を区別するために、「勘合」と呼ばれる照合用の札が使われたのが大きな特徴です。
問7	答え 3 分国法	戦国時代、守護大名に代わって実力で領地を支配した戦国大名は、家臣の統制や領国内の治安維持、年貢の徴収などを目的として独自の法を定めました。これは大名の支配権が及ぶ「分国（領国）」にのみ適用されたため、このように呼ばれます。選択肢にある御成敗式目は鎌倉時代、墾田永年私財法は奈良時代、公事方御定書は江戸時代のものです。
問8	答え 4 室町幕府の支配力が弱まり、大名が自力で領内の武士を統制し、領民を保護して団結させる必要があったため。	応仁の乱以降、室町幕府の権威が失墜し、全国的な法秩序が機能しなくなりました。下剋上の風潮の中で生き残るため、戦国大名は独自の法を設けることで家臣の勝手な行動を制限し、領内を一貫して支配する体制を整える必要がありました。
問9	答え 3 宗教改革によって誕生したプロテスタントに対抗し、カトリックが海外進出を通じて勢力拡大を図った。	当時のヨーロッパでは、宗教改革の進展によってキリスト教の世界がプロテスタントとカトリックに二分されていました。特にポルトガルやスペインなどのカトリック諸国にとって、海外進出は単なる商業的な利益だけでなく、プロテスタントに対抗してカトリックの教えを世界に広めるという重要な使命を持っていました。このため、大航海時代の進出は貿易とキリスト教の布教が一体となって進められました。
問10	答え 3 石見銀山	戦国時代から江戸時代にかけて、日本は世界有数の銀産出国でした。特に島根県の石見銀山は、16世紀に導入された「灰吹法（はいふきほう）」という新しい精錬技術によって生産量が飛躍的に増大しました。この銀は「ソーマ銀」とも呼ばれ、東アジアやヨーロッパとの交易においても重要な役割を果たしました。2007年に、環境に配慮した鉱山運営や流通の歴史が評価され、世界文化遺産に登録されています。
問11	答え 3 戦国大名が、室町幕府の法によらずに自らの領土を統治するために独自に定めた法律である。	戦国時代には戦術が騎馬戦から足軽や鉄砲を用いた集団戦へと変化し、大名は家臣や農民を効率的に動員する必要がありました。そのため、幕府の権威を否定し、自分の領国内（分国）のルールを自分自身で決定する分国法が作られました。これには「喧嘩両成敗」のように私的な争いを禁じ、大名による裁判を徹底させる内容などが含まれています。
問12	答え 4 家臣を一乗谷に集住させ、領内に勝手に城を築くことを禁止した。	朝倉氏は一乗谷に家臣を集めて住まわせることで、家臣がそれぞれの領地で独立した勢力を持つことを防ぎ、主君による直接的な統制を強めようとしました。また、家臣が勝手に城を築くことを禁じた点も、大名への権力集中を図る戦国大名特有の政策といえます。このような集住政策は、後の江戸時代の城下町の形成にもつながる先駆的な取り組みでした。
問13	答え 3 領国内での私的な争いを禁止し、大名による裁判権を確立しようとした	戦国大名は領国の軍勢力を維持するため、家臣同士が私的な理由で喧嘩や抗争をすることを強く禁じました。代表的な規定に、理由を問わず争った両者を処罰する「喧嘩両成敗」があります。これにより、大名が絶対的な裁判権を持つことで領国支配を安定させる狙いがありました。他の選択肢は、武家諸法度（江戸時代）、御成敗式目（鎌倉時代）、禁中並公家諸法度（江戸時代）の説明です。